

兵庫県公報

平成23年5月2日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告示	ページ
○ 争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	1

告示

兵庫県告示第522号の2

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成23年4月22日に、神戸市兵庫区駅南通3-4-33全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部執行委員長橋口逸雄から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成23年5月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 事件

全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部が主張する次の事項について

組合要求に対する阪急田園バス株式会社の誠実な対応、労働関係諸法律の遵守、差別的取扱いの是正に関する要求ほか

2 日時

平成23年5月3日（火）午前0時から事件解決に至るまで

3 場所

阪急田園バス株式会社 宝塚市大原野字南大中8-1

伊丹営業所 伊丹市南町3-1-3

猪名川営業所 川辺郡猪名川町白金1-1-2

清和台営業所 川西市清和台東1-1-5

西宮営業所 西宮市深津町7-5

山口営業所 同 市山口町阪神流通センター1-1

芦屋浜営業所 芦屋市新浜町1-3

唐櫃営業所 神戸市北区有野町唐櫃字山町1399-2 ほか阪急バス株式会社が経営する自動車路線の全職場（ただし、貸切バス及び他府県にまたがる高速バス路線を除く。）

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独又は併用して行う。